

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p><b>I 現状</b></p> <p><b>(1) 地域の災害リスク</b></p> <p>(地震 : ハザードマップ)</p> <p>当市の地震ハザードマップにおける建物被害が発生する危険度は、小規模事業者が多い市街地では、危険度5段階中4とされており、地震への備えが必要とされている。</p> <p>(地震 : J-SHIS)</p> <p>地震ハザードステーションの確率論的全国地震動予測地図によると、三沢市における今後30年間の地震発生の確率は、震度6弱以上が20.6%以上、震度5強以上が60.6%、震度5弱以上が93.9%以上とされている。</p> <p>(津波 : ハザードマップ)</p> <p>当市の津波ハザードマップでは、津波が発生した場合、小規模事業者が多い市街地には、影響は及ばないものの、沿岸地域の集落には地震発生から42分から50分の間に、高さ7mから17mの津波が押し寄せるとされている。</p> <p>(土砂災害 : ハザードマップ)</p> <p>当市の土砂災害ハザードマップによると、古間木地区、春日台地区及び新町地区など、がけ崩れや地滑りの災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている箇所が多く存在している。</p> <p>(洪水 : 古間木川洪水浸水想定区域図)</p> <p>当市の三沢駅周辺を流れる古間木川は、洪水予報河川以外の河川のうち洪水により相当な被害を生ずるおそれがある「水位周知河川」として「洪水浸水想定区域」に指定されており、古間木川周辺は、最大規模の降雨があった場合0.5mから4.1mの浸水が想定されている。</p> <p>(その他)</p> <p>当市では、明治29年に明治三陸地震に伴う大津波（死者126名）、昭和8年に昭和三陸地震に伴う大津波（死者・行方不明者26名）が発生しており、また、昭和43年には十勝沖地震（被害総額約53億8千万円）、平成6年には三陸はるか沖地震（被害総額約16億7千万円）、更には、平成23年には東北地方太平洋沖地震（被害総額約78億4千万円）が発生している。</p> <p>(感染症)</p> <p>新型インフルエンザはおよそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人は新型コロナウイルス感染症に対する免疫を持っていないため、ひとたび発生すれば爆発的に感染が拡大し、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。</p>

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,935 人
- ・小規模事業者数 1,453 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	建設業	275	223
	製造業	77	61
	卸・小売業	463	360
	宿泊・飲食	361	283
	サービス業	534	383
	その他	225	143

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・三沢市地域防災計画の策定
- ・三沢市津波避難計画の策定
- ・危機管理指針の策定
- ・三沢市業務継続計画の策定
- ・三沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・三沢市防災訓練の実施
- ・災害時支援協定の締結（国・県・市町村、公共的団体、民間企業）全37協定
- ・防災物資等の備蓄

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及び事業者BCP策定セミナーの開催
- ・青森県火災共済、ジブラルタ生命保険と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

現状では、自然災害等発生時における、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていないことに加え、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足していることから、防災に対する意識や知識の向上を図ることが必要とされている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

更には、非常時に必要な防災設備・備品・資機材も十分とは言えない状況にあり、今後、計画的な整備が必要とされている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害緊急時においても、優先業務を継続できる事業継続計画の策定支援に積極的に取り組む。
- ・発災時、非常時における当会と当市の連絡・情報共有体制の構築を図る。
- ・発災後、速やかに復興支援策が行えるよう、また、地区内に感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制整備と連絡体制を構築する。

※その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### （1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

#### （2）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### <1. 事前の対策>

###### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業継続力強化支援に係るセミナーの開催や巡回指導を通じ、地区内の小規模事業者に対して、当市が提供する各種ハザードマップ等を活用し、事業所が立地する場所の災害等リスクの周知に努める。
- ・発災時の事業継続の影響を軽減する為の取組（相談窓口の設置、各種損保加入推進、特別融資）や事業継続計画の重要性の普及啓発及び計画策定支援を行う。
- ・当市広報、当市及び当会のHPなどにおいて、国・県の施策の紹介を行い、事業継続に向けたリスク対策の必要性と各種損害保険の概要等を紹介する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、BCP普及啓発及び災害リスクの周知にむけた効果的なセミナーを開催する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化することから、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒薬等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

###### 2) 商工会事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和2年12月作成）

###### 3) 関係団体等との連携

- ・代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済や会員福祉共済等の自家共済を取り扱う全国商工会連合会、損害保険の引受契約を締結している東京海上火災保険株式会社、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命保険株式会社から専門家の派遣を依頼し、地区内の事業所を対象とした「BCP普及啓発セミナー」や「保険相談会」を開催し、それぞれの企業に適した損害保険等の紹介を行うなどリスク管理強化に努める。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・当市の公共施設や地域金融機関等の関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。

###### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等実施状況の確認
- ・「三沢市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）」を設立、開催し、状況確認や改善点について協議する。

###### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・各種災害発生を想定した情報・連絡確認等の訓練を隨時実施する。

- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることから、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否確認を実施し、報告する。
- ・情報共有、報告、確認等を行う上での情報通信手段については、固定電話のほか FAX、携帯電話やメール機能、LINE を利用し行う。  
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・「三沢市地域防災計画」に基づき、当会で防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
  - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
  - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
  - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
  - ア 大規模被害：「床上浸水」、「建物全壊・半壊」、「音信不通」、「交通網遮断」
  - イ 被害あり：「窓ガラスが割れる」、「トタンが剥がれる」等の軽微な被害
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報を共有することを原則とする。
  - ア 発災後～3日間 1日に4回
  - イ 3日間～1週間 1日に2回
  - ウ 1週間～4週間 1日に1回
- ・当市で取りまとめた「三沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

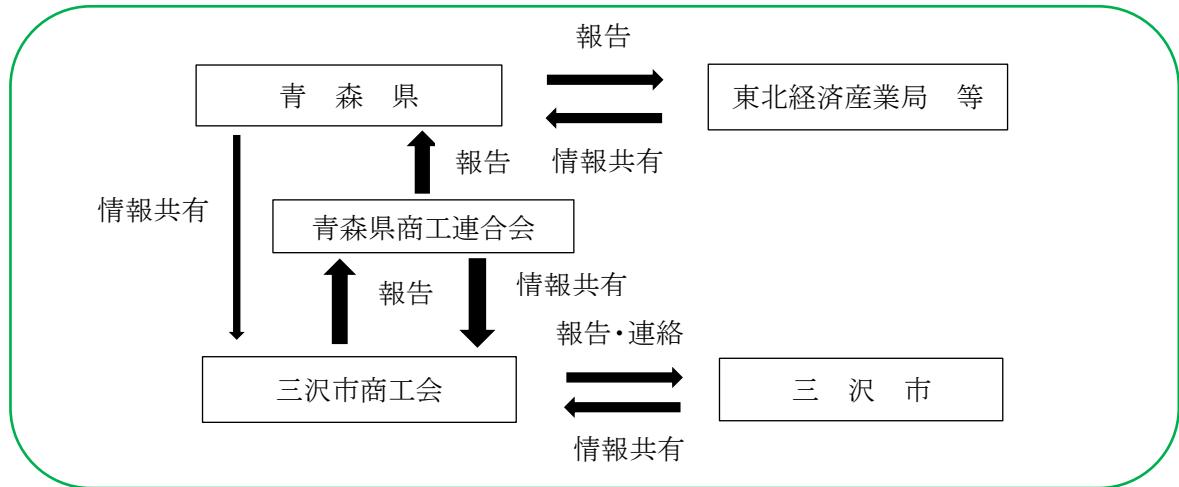
- ・自然災害等発生時に、地区内の中規模事業者の被害情報の迅速な報告行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断規準及び被害程度により行う。
- ・当会と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法につ

いて、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した情報を、青森県の指定する方法（※）にて当会より青森県へ報告する。

・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法（※）にて当会又は当市より青森県へ報告する。

#### （※）発災時における報告体制



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。また、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（三沢市商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又は、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

第一順位：三沢市商工会 第二順位：三沢市総合社会福祉センター 第三順位：三沢市国際交流教育センター

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)  
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和3年1月現在)	
<b>(1) 実施体制</b>	
<b>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>	
<p>① 経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 菩提寺 圭一 (連絡先は後述 (3) ①参照)</p> <p>② 経営指導員による情報の提供及び助言 ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)</p>	
<b>(3) 商工会、関係市町村連絡先</b>	
<p>① 三沢市商工会 総務課 〒033-0011 青森県三沢市幸町二丁目1-1 TEL: 0176-53-2175 FAX: 0176-53-2766 E-mail: veedol@r66.7-dj.com</p>	
<p>② 三沢市経済部産業観光課 〒033-8666 青森県三沢市桜町一丁目1-38 TEL: 0176-53-5111 FAX: 0176-53-7516 E-mail: msw_sangyou@misawashi.aomori.jp</p>	
<p>※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。</p>	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	250	250	250	250	250
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、三沢市補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。